後期高齢者医療制度



問い合わせ 保険医療助成課 3229-3285 229-5001

•• • • 8月1日から被保険者証(保険証)が若草色に変わります • •

後期高齢者医療制度では、被保険者には保険証が1人に1枚交付されま す。保険証は7月中に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留で送付さ れます。現在使っているピンク色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成 課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

対象となる人 ● 75歳以上(生活保護受給者は除く)

●65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

∖8月から若草色に /



• • • 保険料について •

保険料の決定通知書を送付

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人一 人が納めます。7月中旬に、令和6年度の後期高齢 者医療保険料額決定通知書を発送します。

6月以降の年度途中に75歳を 迎えて後期高齢者医療制度の資 格を取得した人は、原則として 資格取得日の翌月もしくは翌々 月に送付します。



保険料の減免・徴収猶予

災害に遭った場合や、生活困窮により保険料の納 付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準 じる)は、申請することで保険料の減免や徴収猶予 を受けられる場合があります。

詳しくは、保険医療助成課(減免…後期高齢者医 療担当 【229-3285、 徵収猶予…保険担当【229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相 談ください。

• • • 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

現在認定証の交付を受けている人で、所得や世帯状況に変更がなく今年度 も対象となる場合、自動更新により7月末に認定証を送付します。

なお、マイナ保険証をお持ちの人は、オンライン資格確認を導入している 医療機関等の窓口での情報提供の同意により、限度額適用認定証等がなくて も、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



自己負担金無料(年1回) 後期高齢者健康診査

健康管理と生活習慣病などの早期発見のため に、ぜひ受診しましょう。

対象 令和6年8月31日までに三重県後期高 齢者医療制度に加入しており、受診日時点で被 保険者である人

費 用 年1回のみ無料、2回目以降は全額自己 負担 ※健診結果により治療や精密検査が必要 となった場合は、料金が別途必要

受診方法 市内の協力医療機関による個別健診ま

たは集団健診を予約 ※いずれか1回 受診期間 7月~11月

受診券送付スケジュール

4月30日現在、被保険者である人	6月下旬 (発送済み)
昭和24年5月~7月生まれの人 5月・6月に被保険者になった人	8月中旬
昭和24年8月生まれの人 7月・8月に被保険者になる人	9月中旬